

第3号議案 定款の一部変更(案)承認の件

公益社団法人 船橋青色申告会  
定款の一部変更(案)新旧対照表

現行	変更案
(役員の設置)  第21条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事20名以上37名以内 (2) 監事1名以上3名以内  2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。  3 会長以外の理事のうち7名以内を法人法上の業務執行理事とする。	(役員の設置)  第21条 本会に次の役員を置く。 (1) <b>理事5名以上30名</b> 以内 (2) 監事1名以上3名以内  2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。  3 会長以外の理事のうち7名以内を法人法上の業務執行理事とする。

委任状の提出状況(第3号議案定款一部変更(案)の件に限る)

平成31年3月31日現在

正会員数	2,783 名
委任状提出数	1,881 名
3分の2以上個数	1,855 名

※定款第18条より

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決数の過半数を有する正会員数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決数の3分2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項